

# 太子町土砂埋立て等の規制に関する条例

平成29年4月1日施行

## 【条例の目的】

土砂埋立て等に関し、町、土砂埋立て等を行う者、土砂を発生させる者及び土地の所有者の責務を明らかにするとともに、土砂埋立て等について必要な規制を行うことにより、土砂埋立て等の適正化を図り、もって災害の防止及び生活環境の保全に資することを目的としています。（条例第1条）

## 【規制の対象】

### （1）対象となる土砂

- 建設工事などにより発生した土、砂、礫、砂利及びこれらが集まったものです。
- 有価物か無価物かは問いません。改良土も対象となります。
- 再生砕石、産業廃棄物である汚泥やアスファルトやコンクリートの破片・塊は該当しません。

### （2）対象となる土砂埋立て等

- 土地の埋立てや盛土など、土地へ土砂を堆積する行為です。一時的な保管も対象となります。切土のみの場合は、該当しません。

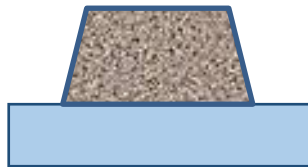
埋立て



#### ■埋立て

- ・周辺地盤面より低い窪地等を埋め立てること。
- ・例えば、建設残土等で山間部の谷地を埋め立てる「残土処分場」などが該当します。

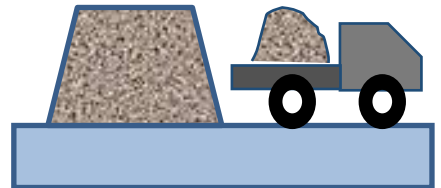
盛土



#### ■盛土

- ・周辺地盤面より高くなるように土砂を盛り、その形状の変更の予定がないもの。
- ・例えば、農地や宅地の造成などが該当します。

一時堆積



#### ■一時堆積

- ・周辺地盤面より高くなるように一時的に土砂を盛り、将来その形状の変更が予定されているもの。
- ・例えばストックヤードやいわゆる「仮置き」などが該当します。

## 【主な規制内容】

- 500㎡以上3,000㎡未満かつ500㎡以上の土砂を搬入する土砂埋立て等には許可が必要です。（3,000㎡以上の場合は、大阪府の許可が必要になります。）
- 当該許可を得るためには、事前に周辺地域の住民への説明会の開催が必要です。
- 災害の防止と生活環境の保全のための措置が必要です。
- 搬入する土砂の発生場所及び汚染のおそれがないことの確認や排水の水質検査を行う必要があります。
- 土地所有者の方は埋立て等の施行状況を定期的に確認する必要があります。
- 条例の規定に違反した場合、罰則（最高2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）が適用されることがあります。



太子町

## 【土砂埋立て等を行う方へ】

### （１）責務

- 埋立て等区域の周辺住民の理解を得るよう努める必要があります。
- 災害の防止及び生活環境の保全のために必要な措置を講じる責務があります。

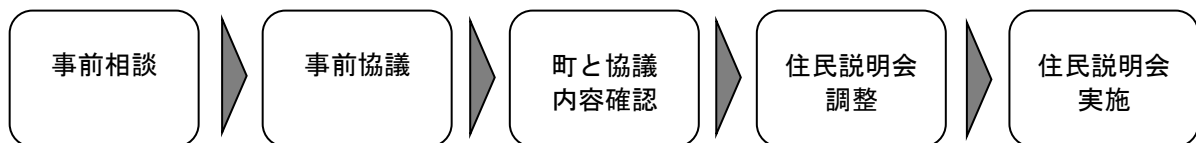
### （２）埋立て等の許可

- 埋立て等区域の面積が500㎡以上3,000㎡未満であり、かつ500㎡以上の土砂を搬入する場合は、許可が必要です。隣接している複数の行為は、一団の区域とみなします。（3,000㎡以上は、大阪府条例の対象で、大阪府の許可が必要です。）
- 許可期間は3年以内です。（一時堆積を除く。）

### （３）許可申請前の手続き

- 申請手続きを円滑に進めるために定めた「太子町土砂埋立て等の規制に関する条例に係る事前協議要綱」等に従い、事前の相談及び事前の協議を十分をお願いします。
- 許可申請前に、周辺地域の住民に対する説明会を行う必要があります。（申請書に議事録等の添付が必要です。）
- 土地所有者の同意を得なければなりません。（申請書に同意書の添付が必要です。）

#### 事前相談、事前協議等の概要



### （４）許可の基準

- 許可申請者やその役員等が欠格要件（本条例の命令・取消しを受けた日から3年を経過しない者、暴力団員やその関係者など）に該当しないこと。
- 埋立て等を的確に、かつ、継続して行うに足る資力を有しないことが明らかな者でないこと。
- 災害の発生を防止するため、形状及び構造上の基準（勾配、擁壁、排水施設など）に適合していること。

### （５）許可を受けた者の義務

- 許可を受けた者は次のような報告や届出等を行う義務があります。
  - ・搬入する土砂の発生場所及び汚染のおそれがないことの確認、それらの結果の町への報告（搬入前）
  - ・搬入した土砂の量などを記載した土砂管理台帳の作成、搬入した土砂の量の町への報告（半年毎）
  - ・排水の定期的な水質検査（3ヶ月毎、町職員立会い）、その結果の町への報告
  - ・氏名又は名称その他を記載した標識の掲示、境界標の設置など
  - ・これらの義務を履行しない場合、搬入停止命令等の対象となります。

### （６）許可を要しない場合

- 次の埋立て等は許可不要です。詳しくは、お問い合わせください。

#### ①面積規模や土砂の発生場所に関して許可不要の場合

- ・埋立て等区域の面積が500㎡未満の土砂埋立て等（ただし、当該埋立て等の区域を含む一団の土地の面積が500㎡以上の場合は除く）
- ・土地の造成等の区域で行う土砂埋立て等であって、当該区域で採取された土砂のみを用いて行うもの

## ②許可を要しない団体等

国	地方公共団体	土地改良区	土地改良区連合
財産区	土地区画整理組合	地方住宅供給公社	市街地再開発組合
地方道路公社	大阪広域水道企業団	日本下水道事業団	土地開発公社
住宅街区整備組合	独立行政法人	国立大学法人	
大学共同利用機関法人		地方独立行政法人	
西日本高速道路株式会社		阪神高速道路株式会社	
新関西国際空港株式会社		関西国際空港土地保有株式会社	
国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準じるものの2分の1以上を出資している法人であって、土砂埋立て等について、国又は地方公共団体と同等以上に災害を防止し、及び生活環境を保全することができる者（町長が公示した者）			

## ③他法令の許可等によるもの

採石法第33条の認可又は砂利採取法第16条の認可
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項又は第15条第1項の許可
土壤汚染対策法第22条第1項の許可
建築基準法第6条第1項の確認（準用規定を含む）
宅地造成等規制法第8条第1項の許可
道路法第24条の承認又は第91条第1項の許可
土地区画整理法第4条第1項の認可又は第76条第1項の許可
都市公園法第5条第1項又は第6条第1項の許可（準用規定を含む）
下水道法第16条の承認（準用規定を含む）
河川法第20条の承認又は第24条、第26条第1項若しくは第27条第1項の許可
都市計画法第29条第1項又は第2項の許可
都市再開発法第7条の9第1項若しくは第50条の2第1項の認可又は第66条第1項の許可
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第7条第1項、第26条第1項若しくは第67条第1項の許可又は第33条第1項の認可
鉄道事業法第8条第1項の認可（準用規定を含む）
大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例第7条の許可又は第12条第1項の変更許可

## ④その他許可を要しないもの

- ・コンクリート、ガラス等の製品を製造等するための原材料の土砂のみを用いて行う埋立て等
- ・運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で行う通常の管理行為（町長が公示したもの）
- ・軽微な農地改良に係る土砂埋立て等（農地の所有者がその所有する農地についてその土質改善等のため、当該農地の従前の作土と同等以上の土砂等を用いて行うものに限る。）であって、あらかじめ町長の承認を受けたもの
- ・法令若しくは条例の規定又はこれらに基づく処分による義務の履行として行うもの など

## （7）経過措置

- 平成29年4月1日時点で現に埋立て等を行っている場合には、6か月の経過措置があります。
- 平成29年4月1日時点で特定の法令又は条例の規定による許認可等を受けている場合には、当該許可等に係る期間が満了する日までは経過措置があります。（最大3年）

## 【土砂を発生させる方（発注者、請負者）の責務】

- 建設工事に伴う土砂の発生を抑制し、発生させた土砂の有効利用を促進し、不適正な土砂埋立て等が行われることのないよう、適正な土砂の処理に努める必要があります。
- 本条例の許可を受けて埋立て等を行う者に対して、土砂発生元証明書を発行してください。また、「汚染のおそれがない土砂である。」ことを示す書類を提示するなどの協力をしてください。

## 【土地所有者の責務】

- 所有する土地において不適正な埋立て等が行われることのないよう適正な管理に努める必要があります。
- 埋立て等に同意をした土地所有者は、毎月1回以上、施行状況を確認しなければなりません。（施工状況の確認は、他の方にしてもらうことも可能です。）
- 同意した内容と明らかに異なる埋立て等が行われていることを知ったときは、直ちに埋立て等の中止などを求め、町長に報告する必要があります。この義務を怠った場合、当該埋立て等に関して必要な措置を講ずるよう勧告や命令を受ける場合があります。

## 【命令・公表・罰則など】

### （1）命令・搬入禁止区域指定・公表

- 町長はこの条例の施行に必要な限度において、埋立て等を行う者や土地所有者に対して報告を求めることがあります。また、埋立て等を行う者に対して立入検査をすることがあります。
- 町長は許可を有する者等に対して、災害を防止するため緊急の必要があると認めるときなどに、必要な措置や埋立て等の停止を命じたり、許可を取り消すことがあります。
- 町長は土砂埋立て等を継続することにより、人の生命、財産等を害するおそれがあると認められる場合、埋立て等が行われる土地及び周辺の土地を、土砂搬入禁止区域に指定することができます。
- 町長は命令をした場合に、命令を受けた者の氏名、命令内容等を公表することがあります。

### （2）罰則

- 無許可、命令違反など：2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 排水の基準適合のための措置命令違反など：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 土地所有者に対する命令違反：6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 など

#### 【お問い合わせ先】

太子町 まちづくり推進部 生活環境課

TEL：0721-98-5522 FAX：0721-98-4514

E-mail：seikatukankyou@town.taishi.osaka.jp